

財務省告示第三百三十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十八年八月十日に発行した割引短期国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年九月八日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百六回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 「振替法」という。）の規定の適用を受け、その振替

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

五 募入決定の 方法 価格競争の 価格競争入札発行（以下「非

イ 価格競争 各申込みのうち応募価格の高い

入札発行 各申込みのうち応募額を順次割り

当てる。

十一 一 発 行 価 格 日	九 八 振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 行 争	七 イ 払 込 金 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 行 争	六 イ 発 行 額	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 ・ 第 加	特 別 参 加	国 債 市 場
平成十八年八月十日	す の 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 の と	千 万 円					千 五 百 五 十 億 六 千 五 百 万 円	一 兆 八 千 四 百 四 十 八 億 九 千 七 百						額 面 金 額 で 千 五 百 九 億 円	千 万 円 額 で 一 兆 八 千 四 百 九 十 億						込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ご と の 応

十七	十六	十五	十四			十三	十二			口		イ				
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	価格平均	募入平均	行争入札発	非価格競	者・第	特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	
平成十八年八月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に	平成十九年二月十三日	十七銭八厘	額面金額百円につき九十九円七				十七銭八厘	額面金額百円につき九十九円七	十七銭七厘以上	額のそれぞれ